

<国際金融パネル>

我が国のFX証拠金取引の現状と規制

一般社団法人 金融先物取引業協会 山崎哲夫

我が国のFX為替証拠金取引（FX取引）は、1998年の外国為替管理法改正による外国為替取引の自由化により登場し、その後20年足らずの間に急成長を遂げ、現在その取引規模は、東京インターバンク外国為替市場に迫り、個人投資者による外国為替取引市場としては世界最大級の規模を誇っている。

その成長の過程では、不適切な勧誘行為などの顧客トラブルが頻発し、社会問題となったことから、2005年5月、金融先物取引法を改正し、FX取引を決済形態が金融先物取引と類似していることから金融先物取引として整理し、その取引業者を金融先物取引業者として金融庁の監督下に置くこととなった。

金融先物取引法は、2007年9月、金融商品取引法に姿を変え、FX取引および取引業者は、それぞれ金融商品（通貨関連デリバティブ取引）、金融商品取引業者として、有価証券デリバティブ取引あるいは証券会社と同様の規制の枠組みに収められた。また、リーマンショックによる個人投資者の損耗を踏まえ、2010年2月、FX取引に対してロスカット、レバレッジ、顧客資産完全信託化の3規制が導入され、資産管理面における投資者保護の仕組みが整った。

これ以後、FX業界は、取引価格決定のあり方を整え、顧客への説明の強化を図るなど、自主規制を中心に、投資者からの信頼性を高めるための取り組みを続けている。

こうした業界の取り組みに関わらず、昨今の為替相場の激しい変動によって、顧客財産の毀損やFX業者の業務継続性に焦点があたり、昨年度に公表された金融庁の金融モニタリングレポートでは、法人顧客との過度なレバレッジ取引の見直し、業者の財務健全性を維持するための方策、たとえばストレステストの実施などによる市場リスクマネジメントの高度化、相場急変時の取引のあり方などに関する顧客への説明の強化などの指摘を受けることとなった。業界では、その解決に向けた取り組みを進めている。

そのほか、FX市場が大衆商品としてさらに成長するためには、いわゆる投資家と業者間の情報の非対称性の問題や、取引価格の決定および約定処理に関する裁量権の在り方、業者間取引における流動性不足時の対応などについても、真剣な議論を重ね、より良い市場を創造するための取り組みを積極的に行う必要がある。さらに、取引金額に比して、顧客口座増加率には停滞感が見られることから、FX取引が成長トレンドを今後も維持するためには、FX市場に対する投資者の理解を深め、金融商品取引として金融リテラシーに則した利用の在り方を示していくことが肝要であろう。